

庶民院の創始？一二六五年シモン・ド・モンフォールの議會

朝 治 啓 三

はじめに

我が国の西洋史教科書ではシモン・ド・モンフォールが一二六五年に州代表や都市代表を召集したパーラメントが、英国議會庶民院の起源であるとみなされている。一三世紀のパーラメントを近代の議會と同質の制度或いは機構とみなしてよいものか。国王と世俗諸侯との国制をめぐる対立、抗争の中で召集された一二六五年のパーラメントについては、歴史的な視角での考察が必要であろう。

一二六五年一月召集のパーラメントは二月半ばには、予定されていた議題、すなわち一二六四年五月のリュイスの戦いの後、休戦状態を保証するために作成された「リュイスの和」に基づいて立案された六月の「統治の形式」の承認と、平和を保障する人質とされていた王子エドワードを釈放する条件の作成という議題を議論し終えた模様で、州代表の騎士たちは故郷へと帰された^①。しかしその後も諸侯たちはロンドンに残って、人質となっていたエドワードの釈放条件の具体策などが話し合われて、三月初めにパーラメントでの決定事項が国王ヘンリ三世によって発表され、エドワードらが釈放されて、パーラメントは終了した^②。三月八日付のヘンリの声明を読むと、このパーラメントで、前年六月と八月のパーラメントで議決された新しい国制が承認されたこと、および大憲章や御料林憲章、ウェストミンスター條款を国王や王子が遵守すると約束したことを、この声明を読むすべての者が知るべしと書

かれています。⁽³⁾つまり二月後半以降のパラメントで新しく合意されたのは、エドワードの釈放条件の具体策であつて、それ以外は既に合意されていた内容を確認した、ということが分かる。大憲章や御料林憲章、そしてウェストミンスター條款を再確認することはヘンリ三世時代に何度もなされており、この度の新規事項ではない。エドワードを人質にしていたのは、前年六月成立の新しい国制を維持するための臨時の措置であるから、六五年三月に新しい国制がパラメントで確認された時点で、人質を設置する必要はなくなり、釈放された。この経過を見ると、このパラメントの最重要事項は、前年六月以後に成立した国制を、国王とパラメントへの被召集者とは確認することであつたといえる。

その新しい国制とは何なのか。その国制成立にあつて、従来通り召集された諸侯だけでなく、初めて召集された州代表や都市代表が、議論に参加し、決定を行ったのか。州や都市の代表は、それぞれの地域の代表として、地域共同体が中央の政府に対して要求したい事案を持つて召集に応じたのか。パラメントへの召集を、地域共同体の側から国王や、レスター伯シモン・ド・モンフォールに要求していたのか。シモンは如何なる意図があつてこれらの代表をパラメントへ召集したのか。これらの疑問を解く手掛かりを得ることを本稿の目的としよう。⁽⁴⁾

一 「大諸侯的国制」の成立と挫折

一二六四年六月のパラメントで決定された新しい国制とは何か。その成立に至る過程を辿つておく。それが成立する以前には、一二五八年六月のパラメントで成立したオクスフォード條款に基づく国制が、国王と諸侯の合意により成立し実際に運用されていた。内容の詳細は他に譲るが、⁽⁵⁾一二六四年時点での国制論議の対象となつた論点に関していえば、王国の統治権を国王が単独で行使するのか、それとも国王側の代表と諸侯の団体側の代表とが合わさつて構成するカウンシル（国王評議会、合計一五人）の助言に基づいて、国王が決定するという統治権行使

の仕方を採用するのが議論され、一二五八年当時は後者の方式が採用された⁶⁾。これが新しい国制以前に存在していたいわば「オクスフォード條款の国制」である。王国統治権に關与し得るのはカウンシルを構成する直臣・大諸侯と国王であつて、そこには陪臣以下の人々が入っていない。

この国制に基づいてカウンシルは一二六〇年末ごろまで、實際に国王と連名で証書を發行していた⁷⁾。その後ヘンリ三世はローマ教皇に、オクスフォード條款を遵守するという宣誓からの解除を申請し、一二六一年五月には教皇から解除教書が届いた⁸⁾。改革派諸侯は分裂し、カウンシルが国王とともに証書を發行する例は消えて、国王が寵臣と相談して統治する一二五八年四月以前の狀態へと戻つた。改革派諸侯のうちシモン・ド・モンフォールはフランスへと去り⁹⁾、一二六二年にはグロスタ伯リチャードが変死した¹⁰⁾。カウンシルは機能しなくなつた。ヘンリは單獨で証書を發行し始めた¹¹⁾。このオクスフォード條款の国制における「官僚」にあたる人材はすべて国王の家政役人であり、大諸侯の家政役人はそれぞれの大諸侯の領地や従属民を統治していた。従つて一二六一年のヘンリによる宣誓解除宣言後に、王は従来の国王官僚を使つて統治権を思い通りに再行使し得た。

改革運動開始以前には、王の直臣・諸侯はそれぞれの家政役人を用いて自領地經營を行い、封臣との軍事的従關係を通じて、自領地外の地域住民への支配を實行して、王国のうちの一部の地域と住民との統治を担つていた。諸侯は私領ハンドレッドを確保し、令状復命權を行使して、国王役人に代わつて国王令状が命じる内容を独自に執行し得た¹²⁾。このような国王と大諸侯とが王国住民の統治を分担しているという狀態を、大諸侯的国制と呼び得る。「大諸侯的国制」は、諸侯の団体が備える権力体としての結束度によつて幾通りかの多様性を持ち得るが、その中でもオクスフォード條款に基づく国制においては、国王評議會を構成した改革派諸侯が相互の宣誓によつて結束を確認したという意味で、その権力体は王国統治の権力の核となる資格を備えていた。(ちなみにシモン自身はオクスフォード條款への宣誓を渋つたといわれている¹³⁾。フランス王国の事情に通じていた彼は、利害が異なり相互に対

立する大諸侯の、横断的連帯の弱さを自覚していたからである。大諸侯レスタ伯としての彼の自領地や支配民統治に関する記録が殆ど残っていないので、王国統治分担者としてのシモンの実力の多寡を現時点では示し得ない。グロスタ伯にはその実力があり、証拠も残っている。¹⁹ 両伯とも一二五八年には宣誓した。

オクスフォード條款は王政を廃したわけではない。條款に基づく国制はその意味では革命的ではない。王国の統治権を国王だけが行使していた状況から、大諸侯の意向を反映させることを制度に取り入れる程度の変更を行ったに過ぎない。大諸侯は上記のような仕組み（令状復命権と私領ハンドレッド）で、王国のある程度の地域と住民を自らの家政役人と封臣を使って統治していたから、王国全体の統治方針を決めるカウンシルに参加を要求できる根拠はあった。ヘンリがこの国制に宣誓した理由は、シチリア十字軍用の献金への賛同を得るためであったが、開封勅書やオクスフォード條款にはその目的のために諸侯が努力する旨の条文があり、王にとっても直臣・大諸侯に王国統治権の一部を担わせることにはメリットがあった。¹⁵

国王が各州の王領地と住民を統治するための地方役人は事実上シェリフのみであり、各州のシェリフは現地人のうち国王に帰属心を抱く有力者を下僚として動員して、中央からの命令を地域に伝えて実行させ、住民から国王への金銭取り立てを担わせた。国王との間に封主封臣関係を持たないジェントリなど現地有力者の、シェリフの命令への従属度は州によって異なるが、決して網羅的ではなかった。ジェントリ等には地域内の権力争いの解決が重要であり、紛争を解決し、結果を保証する権力として、シェリフや時折派遣される巡回裁判官を通して、第三者的権力として国王の権力を利用していた。地域社会にはそれ独自の権力構造と、域内利害が存在していたから、それぞれの地域社会ごとに、中央の統治方針とは異なる、そして地域社会の大権者でもある大諸侯の意向とも異なる、いわば「地元の意向」が生じ得た。¹⁶

国王が実権を回復した一二六一年以後、「オクスフォード條款の国制」は機能しなくなり、オクスフォード條款

で決められていたシェリフ任免規定なども無視され、カウンスルの助言なしに国王が直接シェリフを任免した¹⁷。ところが一二六三年春ウエールズ辺境で、イングランド側辺境バロンたちとウエールズ諸勢力との間に武力衝突が生じ、これに関連してイングランド内でも紛争が発生した。ヘンリは独力では紛争を鎮圧し得ず、フランスから帰英したシモンは若手諸侯の帰属心を握えて紛争を解決し得た。同年七月一六日、ヘンリとシモンとの間に和平協定が結ばれ、一二五八年諸侯が樹立した国制を王が受け入れ、国王の城の一部をシモンらに引き渡す、また外国人を王国統治に採用しないことなどをヘンリが認めた¹⁸。さらにヘンリが拒否していたオクスフォード條款を復活するため、必要な修正を行うための改革委員会を国王と改革派諸侯との双方によって設立することも決めた¹⁹。「オクスフォード條款の国制」が復活したかに見えたが、條款の修正・改革のための話し合いが行われなまま決着はつかなかった。そこで両派の和平を実現するためにフランス王ルイ九世に仲裁を依頼し、それぞれの側が要求事項を文書にしてルイへと送った²⁰。

一二六四年一月フランスのアミアンでルイは裁定を下した。その裁定はオクスフォード條款とそれによって設立されたすべての制度を残らず否認し、ヘンリが一二五八年以前の総ての権力を回復することを決めた。シモンらの改革派諸侯へは恩赦が与えられただけであった。「オクスフォード條款の国制」は復活できず、改革運動の諸成果は否認された²¹。ヘンリは権力回復をルイによって確認されたことを踏まえて、一月から三月にかけて武力でシモンとその賛同者の勢力を制圧し始めた。オクスフォードに軍を召集し、四月四日にシモン派の軍が立て籠るノーサンプトンで戦闘があった²²。シモン派の軍は敗れ多くの武將が国王軍に捕らえられた。その後ロチェスタでも軍事衝突があったが、ヘンリ軍はシモン派の軍を圧倒した。シモン自身はノーサンプトンの戦いには参加せず、ロンドンを拠点にしていた。そこでヘンリ軍は大陸との連携を確保するため、ロンドンを迂回してケントやサセックスの沿岸を行軍した。五月一二、一三日に司教がシモン派諸侯団の使者となってヘンリ軍と交渉し、オクスフォード條款改

訂に向けての会議が行われたが、ヘンリヤ王弟リチャードが條款再興に反対して和平は成立しなかった。²³⁾話し合いによる解決が困難となった結果、五月一日日にサセックスのリユイスで戦鬪があり、シモン軍が大勝した。すなわち王と王子と王弟を捉え、王派との間で「リユイスの和 *Mise of Lewes*」と呼ばれる和平協定を結び、オクスフォード條款の改訂のための両派の交渉を行うこと、それが成立するまでの国制を決めるためのパラメントを召集すること、この休戦・平和を保証するため王子エドワードが人質となることなどを決めた。²⁴⁾

いわゆるシモンのパラメントはこうして一二六四年六月に召集されることになった。召集権者は国王であり、シモンではない。リユイスの戦場で戦鬪の後、小修道院へ避難したヘンリは、その夜の交渉でシモンが傍に付き添うことに合意したので、その後は、一二六五年のパラメントでも、シモンが戦死するイヴシャムの戦いでも、ヘンリはシモンとともに移動した。六月四日に、パラメントへ州代表の騎士を召集した時の召集状も、ヘンリの名前で発行された。パラメント召集を決めた「リユイスの和」の現物は現存していない。その内容を再構成する試みが複数の研究者によって試みられているので、それらをまず検討しよう。

二 「リユイスの和」

デナルム＝ヤング Denholm＝Young は一九三三年に「リユイスの和」の内容を次のように類推した。²⁵⁾「和」にあたる文書そのものは現存しないが、それが結ばれたことは *Rishanger* の年代記や、開封勅書に記されている。²⁶⁾五月二六日には仏王ルイ九世宛に、オクスフォード條款改訂の仲裁人となるフランス人を決めて送ることを期待する旨の国王書簡が発行された。²⁷⁾その中に「ロンドンで聖霊降臨節 *Whitsuntide* にパラメントを開催する」と書かれている。そのパラメントで王令として決定された暫定的国制である「統治の形式 *Forma Regiminis*」と、それを八月の集会で改訂した「カンタベリの和 *Peace of Canterbury*」の成立と有効期限を、次のように説明する。「リユイ

スの和」は五月一四日夜に成立し、八月一五日ごろまでに「カンタベリの和」が成立するまで有効であった。その間六月のパラメントで「統治の形式」が成立するが、仮の国制にとどまっていた。仏王から仲裁引き受けの回答が届かなかつたので、八月一五日までに「統治の形式」に条文を追加したものを「カンタベリの和」として決定し、秋に仏王や教皇特使との交渉でさらなる修正を意図していたが成立せず、結局一二六五年一月のパラメントで、六月の「統治の形式」、八月の「カンタベリの和」を再確認して正式の国制とした、というのがデナルム・ヤングの解釈である。

この説をマディコットは批判した。デナルム・ヤング説では「リュイスの和」の中におけるオクスフォード條款復活が意図された点への考慮が足りない、シモンは條款復活を重要課題として、五月一三日の交渉でも、国王への賠償金を支払ってでも條款を復活させようとしていたと主張する²⁸。しかしマディコットは、五月二六日にヘンリがルイ九世宛に仲裁を依頼するために送った書簡には、條款への言及がないことにも気付いている²⁹。結局ルイからの仲裁受け入れが届かなかつたので、シモンは、「リュイスの和」よりも国王への諸侯の影響力を強めた六月の王令「統治の形式」を、パラメントで確定する道を選ばざるをえなかつた、と解する³⁰。六四年六月と六五年一月のパラメントへ騎士を召集したのは、シモンが私的利益を達成するために、地方の不満調査規定のあるオクスフォード條款の再興という公的な目標を掲げるといふ策であつたとみ³¹なしている。

カーペンター説では、「リュイスの和」時点では、シモンはオクスフォード條款の復活と改訂に力点を置いていたというマディコット説を支持する³²。しかし、六月のパラメントで、シモンが「統治の形式」がオクスフォード條款の原理総てを体现するという策を堅持して、ヘンリにその策を押し付けた、とマディコットが断定している点には留保をつけている。何故なら八月の「カンタベリの和」では條款の改訂版ではなく、「統治の形式」がヘンリの存命中も、エドワード治世にも維持される」と決めているからである。すなわちシモンは八月までには、オクス

フォード條款維持という策を捨てて、「統治の形式」を正式国制にする策へと転換している、とカーペンターはみなしている。支持拡大のために騎士を召集したという解釈も疑問視している。⁽³³⁾ マデイコットがシモンの政策は一貫してオクスフォード條款復活改訂策であるとみなすのに対して、デナルム・ヤングとカーペンターは、六月パラメント前後で策が変化し、後半には條款復活策は消えたとみなしていることが分かる。

時間順に状況の変化に沿って、「オクスフォード條款の国制」から新国制への移行を辿ってみよう。アミアン裁定でオクスフォード條款に基づく国制が否認されたが、その時点ではシモンにとってはオクスフォード條款に代わる新しい国制にあたるものはなかった。五月にリュイスの戦いで国王軍に勝利した後、戦場での交渉では、その場にはオクスフォード條款作成に加わったグロスタ伯もいたから、條款復活とその改訂を国王に受け入れさせるといふ方針の「リュイスの和」⁽³⁴⁾が作られた。その後、フランス人仲裁人を送って欲しいと、ルイへ五月二六日に依頼する書簡には條款への言及が消えていることから、このころまでには、アミアンで否認された條款に基づく国制をルイが受け入れるはずはないとの認識が、シモンにあったのではないか。そこで六月のパラメントで作られた王令「統治の形式」では、「リュイスの和」で決められた条件が確定するまでという条件を付けて、新しい国制を暫定的に決定し公布した。しかしその後八月に教皇特使がシモンたちへの破門の脅しを公表し、九月の交渉でも條款復活を特使が否認したので、シモンは條款の国制を復活する可能性が消えたと判断し、六月に決めた新しい国制を確定するために、一二月に次のパラメントを召集したと考えられる。

この政策変更過程には、騎士の支持を求めるといふ動機が全く含まれない。カーペンターは、シモンにとつては新しい国制を国王に認めさせることが重要であったとみなしている。⁽³⁵⁾ そこで、條款に基づく国制と「統治の形式」による新しい国制との違いを見極めることが、六四、六五年のシモンのパラメントを分析する際の重要課題となる。

三 「統治の形式」

一二六四年一月にアミアンでルイ九世がオクスフォード條款に基づく国制を全否定したので、この時点で「大諸侯的国制」は一旦終了した。ヘンリは王国統治権をすべて回復し、その体制を崩そうとする勢力を国王の敵として武力排除する政策の根拠を得た。一方シモンは直臣として封主である国王に臣従する意思を持ちつつも、前年七月の合意に従って條款に基づく国制を修正してでも復活させるつもりであった。五月一二、一三日の司教を通じての国王との交渉でもその意図を明確にしている。その後国王への忠誠誓約を一旦破棄し、リュイスの戦いで勝利したのち、国王との交渉でも條款の修正と復活を述べていたと考えられている。しかし五月二六日発行のルイ九世への書簡では、條款復活の件は触れられておらず、ルイは既に一月に條款を否認していることから、復活は期待できなかった。実際ルイからの回答は七月になっても届かなかつた。そこでシモンの選択肢は狭められ、條款に基づく国制を復活させるまでの間の臨時の国制を打ち立て施行する必要があるが、六月初めまでには出てきた。それが條款の打ち立てた「大諸侯的国制」とは異なる、暫定的国制であると「統治の形式」に述べられている。それをパラメントで制定することは五月の「リュイスの和」で合意されている。

「統治の形式」はオクスフォード條款の方針を受け継ぐ部分と、革新する部分とから成り立つ³⁶⁾。国王が諸侯と協力して王国統治権を行使すること、及び国王評議会(カウンシル)を諸侯が構成することは條款と同じである。大きく変わったのはカウンシルの位置づけである。條款ではカウンシルつまり一五人委員会を構成する人物を選ぶ方法は次の通りであった。すなわち国王側一二人の委員が、諸侯側一二人委員のうちから二名を指名し、諸侯側一二人委員も国王側一二人委員のうちから二名を指名する。この合計四名が、一五人の委員を選出してカウンシルが構成される、という仕組みであった³⁷⁾。従ってその中には改革諸侯側だけでなく、国王側の委員もいた。王国の統治上

の重要問題について国王に助言するカウンシルの権限は、こうして国王と改革派諸侯との間で分有された上で、合意点に基づいて行使されていた。(分有が分裂を引き起こす要因になった。)

これに対して「統治の形式」では王国統治を直接担うのは国王ではなく、シモンでもなく、九人の聖俗諸侯からなる委員会である。国王は国王および王国の役人(最高司法官、大法官、財務府長官、王城守護など)の任免権を持つが、その際九人委員会の助言を必要とする。この規定はかつてヘンリが條款の国制についての不満を述べた際に、国王役人の任免権をカウンシルが奪ったと述べたことへの対策であろう。その九人委員会を指名する権限を持つのはレスタ伯シモン・ド・モンフォール、グロスタ伯ギルバート・ド・クレア、チチェスタ司教の三名からなる委員会であった。(リュイスはチチェスタ司教区に在る。)九人の委員の任免は国王が権限を行使するが、その際三人委員会の助言が必要である。その三人の委員を任命するのは国王であるが、任免の際には、国王は高位聖職者とバロンの助言に基づく義務がある。(助言の際、騎士の参加は言及されていない)実際に、この度のパラメント開催中の六月二三日に、国王がシモンら三名を三人委員会構成員として任命した。九名の名も「統治の形式」に明記されており、聖俗諸侯によって構成されている。両委員会の決議は三分の二以上の賛成による。

これらは統治権を行使する九人委員会の任免を、国王が単独では行い得ない規定であることが分かる。国王の利害を代弁する委員だけでカウンシルが構成されることは原理的になくなった。九人委員会を構成する聖俗諸侯の間で政治的分裂が生じても、三人委員会が補充するので、直ちに「統治の形式」で制度化された国制は崩れることはない。一二六一年に生じた失敗からシモンは学んでいる。この点が「オクスフォード條款の国制」と、「統治の形式」「カンタベリの和」による新しい国制との大きな違いである。とはいえこの新しい国制には三人委員会が二つに分裂した時には、この国制を維持できなくなる弱点がある。チチェスタ司教はシモン支持者であったから、当面その心配はないのであるが、翌年五月にグロスタ伯がシモンから離れたときに、その弱点が表面化した。

條款の規定と異なる点は他にもある。六月の「統治の形式」を踏まえて、八月に次の規定が付加された。カウンセル員、王城守護職、その他の国王役人はイングランド王国に帰属する者であること、という規定である。一二五八年以来シモンが敵対していた外人とはリユジニヤン家やポウトゥー出身者であるが、五八年の條款には外人排除規定はなかった。³⁸ また條款にあつて「統治の形式」に無いのは地方統治改革に関する規定である。³⁹ 結論が出ていない項目を含めなかつたのかもしれない。さらに「統治の形式」には国制におけるパラメントの構成員に関する規定がない。大憲章や御料林憲章の遵守規定はオクスフォード條款にもあつたが、今回は前年に国王が再公布したウエストミンスター條款の遵守を規定しており、一二五八年以来の成果のうち、王と諸侯がともに同意した事項を引き継ぐ、という制定者たちの意思を示している。

「統治の形式」は、これらの規定を遵守するという誓約を、三人の委員と九人の委員だけでなくすべての役人に求めている。(職務を果たす際に「神と教会と国王陛下と王国の名誉にとつて有益で誠実に勤める」ことを誓約すると義務付けられているが、改革派諸侯団体を結束させるための誓約ではない。) つまりこの「統治の形式」には諸侯の団体としての誓約は規定されていない。相互の誓約にはなく、パラメントにおいて国王の権威に基づいて、決定事項の遵守を命じている。かつての諸侯団体の分裂への考慮の結果であろう。それだけに一層、国王に委ねられる王国統治権の位置づけが変わつた。すべての役人の任免権は国王に帰属しているが、王は統治を自ら担うのではなく、臣下が構成する委員会に委ねている。この国制はヘンリ治世もエドワード治世も続くとしていないので、イングランド王国領有者としてのアンジュー家の位置づけを、一二五八年の国制から変えようとはしていない。しかし王国統治権の所在の重心は、国王から九人委員会へと移行した。三人委員会を国王と九人委員会の間媒介させたことの理由がここに表れている。

オクスフォード條款には二四人委員会が教会の状態を改善するという規定はあつたが(第一七条)、聖職者がカ

ウンシルに参加するという規定がなかった。(実際にはカンタベリ大司教など聖界諸侯が含まれているが)。「統治の形式」には、教会に関する事項を扱う際には、三人委員会のうち一人は高位聖職者であるべしという規定がある⁴⁰。実際には三人委員会の一人はチチェスタ司教であったし、九人委員会にはロンドン司教が含まれていた。州代表となった騎士層と同等の騎士は、統治を担うカウンシルには含まれていない。この「統治の形式」の立会人リストにも騎士は含まれていない。

四 オクスフォード條款修正をめぐる交渉

「統治の形式」は、「リュイスの和」で合意されていたオクスフォード條款に基づく最終的な国制が樹立されるまでの、暫定的な国制である。改訂のための交渉は七月初めから始まっていた。大陸へ逃亡した王妃や国王派の諸侯、さらにはかつての改革派でその後国王派へと転じた諸侯たちが、軍隊を率いてイングランドへ侵入し、ヘンリを救出しかつての王政を再興する機会を窺っていた。これに対してシモンは七月六日と九日に封建軍を召集した⁴¹。ルイはヘンリが事実上の人質となっているとみなして、シモンからの仲裁要請に応じていない。教皇特使の使者としてフランシスカンのアダムがドーバーに上陸したが、そこで止められて、ドーバー城守護のヘンリ(シモンの長男)は父シモンからの指令を受けて、特使の来英を拒んだ⁴²。

八月二日シモン派の代理人はブローニユで特使と交渉した。七月末までにシモンは教皇特使に対して新しい提案をしていた模様である。すなわち教会改革を盛り込むこと、外人は役職には就けないが、来英は許されること、「統治の形式」はエドワード治世末まで続くとの文言を入れることなどである⁴³。特使はこの妥協案にはすぐには応じなかった。一方シモンは八月一五日ルイ宛に新しい提案を行った。その中に上記の「カンタベリの和」が盛り込まれている。八月一七日には特使からイングランド司教たち宛に回答があり、それは破門の脅しを付けたうえで、

シモンの提案を拒否する内容であった。九月一日にシモンはさらに新しい提案を行った⁽⁴⁴⁾。外人の役職就任を拒否する規定は残すが、フランス人の仲裁者を四名にするという内容である⁽⁴⁵⁾。九月二日シモンはブローニーニユで交渉するため、三人の司教とヒュー・デイスペンサー、ピータ・ド・モンフォール、リチャード・メファムを派遣し、特使にルイへのとりなしを期待した。カウンシルには外人を拒否するという規定以外は譲歩したが、使者六名のうち三名が帰英する途中ブローニーニユで襲われて文書を焼かれた⁽⁴⁷⁾。交渉は破れ、使者は一〇月三日に帰英した。ウスタ司教とロンドン司教は交渉の場を離れる前に、エドワードの釈放を最後の妥協策として提案したが、すべて拒否された。一〇月二〇日特使はシモンと彼の賛同者への破門状を公開した。一〇月二日に教皇ウルバン四世が亡くなり、それ以後は特使は彼の権限の根拠を失っていた。王妃のイングランド侵入軍は資金の枯渇により、派兵できなくなっていた⁽⁴⁸⁾。

この交渉過程を見ると、シモンがオクスフォード條款に基づく国制を再度樹立しようと努力していたことを読み取れる⁽⁴⁹⁾。しかし外人をカウンシルに入れないという規定にこだわった点は、條款の国制というより、六月と八月の王令「統治の形式」「カンタベリの和」の主張を踏まえている。国王が望む国制と改革者たちが望む国制との仲裁を、ルイに依頼したことや、交渉役を司教に依頼したことは一二五八年の場合と大いに異なっている。破門状が公開された一〇月二〇日以後は交渉が途絶え、この時点でシモンは、リュイスの和で約束されていたオクスフォード條款に基づく国制の修正という路線を、諦めざるをえなくなった。イングランドの国制を決める手続きとして、隣国国王や教皇の承認という選択肢は選択できなくなった。そのような外的承認や聖界の権威に代わって、「統治の形式」「カンタベリの和」を正式の国制として、イングランドの被治者の同意を得るといふ、王国内的な手続きが次に必要な課題となった。

五 一二六五年のパラメント

一二六四年一月四日に高位聖職者や世俗諸侯宛に、一月二〇日ロンドンで開催予定のパラメントへの召集状が国王の名前で発行された。さらに二四日に州のシェリフと都市当局に対して、それぞれ騎士二名、都市民二名を派遣するよう召集状が発行された。一二六五年一月二〇日には五港都市に対してもそれぞれの代表四名を派遣するよう召集状が発行された。⁵⁰ 召集状に記された議題については、「エドワードを釈放するため、そして鎮静と平和の完全な保証を確定し最終的に完成するため、そして神の名誉と王国全体の有利さのために、また余の王国が貴下等の助言や聖俗諸侯の助言なしには決着したくないその他の事項に関して、それらの人々と協議する必要がある」と述べられている。

エドワードの釈放問題はリュイスの和以来の懸案事項で、九一〇月の交渉の場でも取り上げられていた。もう一つの議題である「その他の事項」とは何か。このパラメントが終了した際に公表された国王の三月八日の声明に拠れば、「余は、聖書にかけて、その王令と平和決議を忠実に遵守し、余の王国の平静さを維持し、それに敵対する何ごともなさないことを宣誓した」とある。「その王令と平和決議」とは前年六月のパラメントで合意した王令である「統治の形式」と八月の「カンタベリの和」であり、それを王が遵守すると国王が約束したことが国王の声明としてパラメントの最後に公表された。この声明によって、シモンが意図していた「統治の形式」の国制としての制定は達成された。(以下「統治の形式」と「カンタベリの和」を合わせて「統治の形式」と表記する。)

カウンシルに統治権を委ねることを国王が承認し、その承認の様子をパラメントに召集された聖俗諸侯や州や都市の代表が目撃したからである。⁵¹ パラメントは国政を担う権力者たちが制度化を決定し、参加者が承認する場所として利用された。この声明文はその後各州へと送られ、州の裁判集会で読み上げられるように命じられた。

では、召集されていた州代表の騎士や都市代表の市民は、前年六月の「統治の形式」のパールラメントでの決議や、六五年一月パールラメントでのその国制としての承認に参加したのか。(マディコットはその説を肯定している。⁸²)従来の教科書の説明では、パールラメントの構成員として決議に参加したとの認識を持って叙述されていたので、その真偽を確認する必要がある。一二六五年のパールラメントでは、前年六月の王令を正式国制として確認しただけであって、新たな国制を打ち出したわけではないので、その王令を決定した一二六四年のパールラメントにおける騎士の役割を検討する必要がある。

一二六四年六月四日国王ヘンリ三世の名前で次のような令状を発行した。すなわち各州に治安官を任命し、彼らに対して高位聖職者、大諸侯、その他の臣下たちと、王や王国のビジネスについて協議するため、それぞれの州の分別のある騎士四名を同意に基づいて選び、六月二日ロンドンでのパールラメントへ送るようにと。⁸³ 実際に何人の騎士が参集したのかを示す史料は現存しない。六月二日に開催されたパールラメントでは、上記のごとくその内容を検討した「統治の形式」と呼ばれる王令が決定された。その決定には騎士は参加したのか。前文には次のように記されている。「以下は国王と彼の息子エドワード、そして高位聖職者、王国の全ての有力者、そしてイングラント王国全体の共同体によって共通して同意された平和の形式である。」さらに本文には「この王令は：国王陛下と高位聖職者、バロンたち、そしてまたその時出席していた共同体の同意、意思、そして命令を得て作られた」とある。⁸⁴ トレハンは、ここには騎士という語は用いられていないが、上記のように召集されたことは明らかであり、「イングラント王国全体の共同体」は州代表の騎士たちの団体とみなし得る、と述べている。⁸⁵ 果たしてこの想定は実証し得るであろうか。

先にも述べたように、六月の王令は一二六五年一月開催のパールラメントにおいて、出席者によって承認され、三月に公表された国王声明には次のように述べられている。「余と余の息子エドワード、伯、バロンそして余の王国

の共同体の合意により、王国の平和のためにエドワードと余の甥のヘンリが人質として引き渡されていたが、その保証のために、以下のことが合意によって生み出された。すなわち余の治世四八年（一二六四年）六月にロンドンにおいて、余と高位聖職者、伯、バロンの満場一致の合意によって、余と余の王国の状態について作られた王令が、不可侵に遵守されるべきことが、である。⁽⁵⁶⁾ 第一文では「王国の共同体」はバロンとは別に書かれている。エドワードが人質となったのはリユイスの戦い直後のことである。そのとき戦場には騎士もいたはずであるから、この共同体がその場にいた騎士たちを指すと考えることもできよう。第二文は、六月のパールラメントの時に決定された王令が、王と高位聖職者、伯、バロンによって作られた、と述べている。つまり決定者の中には「共同体」や「騎士」の語は全く入っていない。上に見たように、六月のパールラメントでの王令の決定についての声明では、騎士の語は用いられず、「王国全体の共同体」の語が用いられていた。トレハンには「共同体」を騎士の団体とみなしたが、その証拠は示されていなかった。一二六五年三月の声明では、前年六月の決定には高位聖職者、伯、バロンが参加したのであるとのみ書かれており、騎士の参加を確認できない。その時点では、シモンとその支持者たちは、騎士を王令の内容を決定し得る権力を保有する者とは見ていなかった。

三月八日の国王声明の文案を考えたのはシモン・ド・モンフォールと彼の支持者たちであろう。文中に次の個所があることからそのように想定し得る。「前述の人々（レスタ伯とグロスタ伯とその支持者）に敵対して行動するなら、あるいは彼らに対して危害を呼ぼそうとするなら、あるいは傷つけようとするなら、王国の誰であれ、余に敵対して立ち上ること、また余に敵対する人々にできる限りの力を貸すことは合法である。」⁽⁵⁷⁾ 国王自身がこの文を書くはずはなく、この文にはレスタ伯らの強い意志が反映されている。そのレスタ伯にとって、前年六月の「統治の形式」をパールラメントで決議したのは高位聖職者、伯、バロンであって、騎士を含まないと認識されていたことがわかる。シモンは国制を決定し得るのは国王と封建的主従関係にある者という認識の下に、「統治の形式」を

決議し、パーラメントでの直臣による承認を求めたといえる。三月八日の国王声明にも、騎士の語も都市民の語も全く登場しない。先には、「統治の形式」に用いられた「共同体」は騎士の団体を示しており、彼らが決議に参加したとみなす解釈がトレハンによって唱えられていることを紹介したが、三月の国王声明では、その解釈が否定されている。騎士はパーラメントに召集されたがそこでの決議には参加していない。

では六月の声明文の「イングランド王国全体の共同体」の役割は何だったのか。この声明文を注意して読んでみよう。前文では、「共通して同意された」とあり、聖俗諸侯と共同体とは、決定ではなく「同意」したと書かれている。そして本文では国王、聖俗諸侯に付け加えて、「そしてその時出席していた共同体の同意、意思、そして命令を得て作られた *Hec autem ordinatio facta fuit Londoniis de consensu, voluntate et precepto domini regis, necnon prelatorum, baronum ac etiam communitatis tunc ibidem presentis*」とある。⁽⁸⁸⁾この文は、「共同体はその時にはパーラメントでの決定の場に出席していて、国王と聖俗諸侯の決定に同意した、とも解し得る。

騎士が出席していたことは確実なので、ここでの共同体が騎士を含んでいると解釈できる可能性はある。マデイコットは共同体に騎士が含まれるか否かは決定的証拠はないとしながらも、騎士が議論に参加した、とみなしている。⁽⁸⁹⁾しかし共同体が、騎士の団体を指すとみなすことは困難であるという議論もありうる。各州の思惑は異なるので、州代表の騎士たちが州から中央へともたらしたそれぞれの地元の意向が、簡単に統合されて共通の意向を形成できたとは限らない。この王令を可決したい召集者から見れば、異なる利害を持つ州やその代表者の意向はさておいて、聖俗諸侯からなるイングランド王国の共同体の中に州代表者をも含めて、出席者全てを「王国全体の共同体」と呼んで決議に同意したと書き残すことは、意味があった。隣国国王や教皇の承認を得られなかった場合に、この王令が王国内の統一意見として主張し得る根拠となるからである。その意味では「その時そこに出席していた」の語は、決定者というよりも、目撃者或いは現場証人としての州代表の存在価値を意味するとも読める。

一月開催のパラメントへは都市代表も召集されていたが、決議の際の声明文には、都市の語は全く登場しない。共同体としての都市の利害は個別に異なり相互に対立もしていたから、あらゆる都市の統一的共同体と呼べる現実には存在していなかったであろう。

三月の国王の声明の内容は、すでに二月半ばには決定されていた。⁽⁶⁰⁾二月一四日にヨークシアのシェリフ宛に国王は、パラメントに出席していた騎士たちの旅費を州全体で負担するように命じる令状を発行した。⁽⁶¹⁾騎士たちはその日以後はロンドンを離れたので、パラメントでのその後の議論（エドワードの釈放条件についての詳細決定）には参加していない。二月二三日にはシユロプシアとスタフォードシアのシェリフ宛に国王は、それらの州から騎士がパラメントへ送られてこなかったから、すぐに送れと命じている。⁽⁶²⁾言い換えればパラメントは三月八日付の声明発表まで続いていたが、騎士はそこには参加していなかった。

騎士たちはパラメントに召集され、出席したが、議論や議決に参加したという証拠はない。同意したと書かれているが、州や都市ごとの利害の相違を考慮すると、意見を統一して賛同することは困難であり、聖俗諸侯の決定の場に同席したという事実を指しているだけではないか。議決に参加しない出席者であれば、今日の議会用語でいえば議員とは言えない。一二六五年のシモン・ド・モンフォールのパラメントに召集された騎士たちは、近代以降の議会の庶民院の議員にあたるとは言えない。

六 召集された騎士の役割

召集された騎士たちがパラメントで議論し決議したことが実証できないとすると、彼らは何の目的で召集されたのか。一二六四年一月二月には、六月のパラメントで、遵守が義務付けられたウェストミンスター条款を、各州の州裁判集会で公表されるようにとの命令が下された。⁽⁶³⁾さらに二月、国王からシェリフ宛に旅費支給の令状が発行さ

れ、騎士は帰郷させられたので、三月八日までロンドンのパラメントにいた聖俗諸侯たちの面前での国王声明の場には立ち会っていないが、その声明の最後には次の文面が見られる。この国王声明は「ヨークシアの総ての者」宛に送られた。⁽⁶⁴⁾「これらのこと（「統治の形式」、大憲章、御料林憲章、ウエストミンスター條款）が、王役人やすべての者たちによつて遵守されるよう、各自が聖書にかけて宣誓するよう命じる。余は証書や王令を、このことの証拠としてそれらが各州の信用ある人の管理下に保管されるよう、国璽付きで州の総ての者に送る。今後は、誰であれこれらの事柄を知らぬ者が無いように、それぞれの州で年二回この声明が大声で読み上げられるよう命じる。最初の公表は次のイースタ後の最初の州裁判集会で、第二回目は次のミクルマスの後の最初の裁判集会で、その後は毎年」と。⁽⁶⁵⁾

騎士たちは二月に帰郷するまでには、前年六月パラメントで決議した「統治の形式」の承認は終わっていたから、彼らは一月開催のパラメントでの承認の場にはいたはずである。州裁判集会で「統治の形式」などが公表される時、彼らはその承認過程を目撃したことが州の自由人たちに伝えられれば、州の住民たちへの説得力を持ち得たであろう。パラメントでの議事進行の目撃者であっただけではなく、騎士たちは、（そしておそらくは都市市民も）各州（や都市）での公表時には、中央のパラメントで諸侯が決議する様子を地域の住民に証言し得る者としての役割を果たしたといえる。国王の名で発行された声明を、各州の裁判集会で読み上げれば、国王が直臣以外の自由土地保有者に対しても国制維持の約束を宣言したことになる。この公布の方法は大憲章の時にも見られ、今回が初めてではない。⁽⁶⁶⁾

しかし今回はそれまでとは異なる意味を持った。声明文をさらに読むと次の文言がみえる。「上記の事柄に関して余は、自由意思で彼らの裁判や強制に身を委ねることを認め、教皇が彼の主導権で余に与えた、或いは与えるかもしれない特権を完全に破棄する」と。⁽⁶⁷⁾これは直接には一二六四年秋の教皇特使によるシモンたちへの破門宣告へ

の拒否反応であろうが、遑れば一二六一年の教皇によるオクスフォード條款の否認を念頭に置いている。ということとはイングランド王国の国制を承認する権限を、教皇には認めないというのがこの時点でのシモンの決断であったといえる。国外の諸勢力や権威による承認を欠くと、頼るべきは王国内住民の承認であり、それは統治者による被治者への約束の対価となる。アンジュー伯家のヘンリ三世が、フランス王や教皇の権威によってイングランド王国の統治権を権威づけようとしていたことは対照的である。

召集された騎士がシモンの期待にどこまで応えるかは疑問であるが、シモンにはほかに頼るべき世俗的よすがは無かった。声明文には次の文言も見られる。「パラメントで決議された上記の諸項目が固くゆるがせにされずに維持されるよう、余のとりなしによりこの王国へと叙任されている司教殿下は、もし将来誰かがこの命令のいずれかにも意図的に反対したり、反対する結果になる行動をとった場合には、その者に対して破門を宣告することに⁸⁶」と。この手続きもこれが最初ではないが、シモンは司教の支持を頼み、イングランド教会や当時の神学者の世界観の中に自らの国制を位置づけていた。

おわりに

パラメントにおいて州の住民の意向を、州の代表としての騎士が発言し、それを踏まえた議論の結果として国制が決定されるという意味での近代議会の特徴は、一二六四年、六五年のパラメントには全く見いだされない。騎士たちはパラメントでの権力者たちの決議の目撃者でしかなかったし、都市民の存在は、召集状以外には全く確認されない。事実上の召集者であったシモン・ド・モンフォールが騎士や都市民の利害を考慮した政策を持っていたという証拠もない。諸侯が騎士や都市民に議決権を認めたという証拠もない。六五年のパラメントで承認された国制は、王国領有者としてのアンジュー伯家から、王国統治権を諸侯のカウンシルへ委任する手続きを制度化

した点が新しい。しかしそれは数か月後に、レスター伯シモンの戦死とともに崩壊した。

註

- (1) *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion 1258-1267*, Treharne, R. F. and Sanders, I. J., Oxford, 1973, pp. 304-7 (hereafter *DBM*).
- (2) *Close Rolls*, (CR hereafter) 264-68, pp. 108-9; Maddicott, *The Origins of English the Parliament*, Oxford, 2010, p. 261. (*Parliament* hereafter) 三月十九日には、命令に従わぬ辺境諸侯を次のパーラメントへ出頭させるとの王令を発行した。そのパーラメントが六月一日にウィンチェスターで開催されることも、五月一日に決まったので、三月時点ではシモンはパーラメントを継続して開催することを意図していた。以下本文での説明には次の文献を多く使用した。*DBM*, pp. 51-3; Powicke, F. M., *The Thirteenth Century*, Oxford, 1953, pp. 197-8 (hereafter *13th Cent.*); Do, *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, 1947, p. 488-9 (hereafter *King Henry III*); 城戸毅『ブレン・カルタの世紀』東京大学出版会、一九八〇年、一五三-四頁。
- (3) *DBM*, pp. 308-15.
- (4) 本稿の内容は二〇二〇年九月二六日に佛教大学鷹陵史学会で行われた講演に基づくものであるが、時間の関係で当日述べられなかった内容をも含んでいる。
- (5) 拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会、二〇〇三年。
- (6) 城戸前掲書、一一六頁。
- (7) 拙稿「バロンの反乱と一二五八〜六五年の王国共同体」『法制史研究』五六巻、二〇〇七年、一〜三九頁。
- (8) 一二六一年六月二日公表、城戸前掲書、一三五頁。六二年二月ウルバン四世の確認、同書、一三七頁。
- (9) Powicke, *King Henry III*, pp. 422-5.
- (10) Powicke, *13th Cent.*, pp. 170-1.
- (11) 城戸前掲書、一三四頁。
- (12) Clanchy, M., 'Did Henry III have a policy?', *History*, 53, 1968, Do., 'The Franchise of Return of Writs', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., vol. 17, 1967.
- (13) Maddicott, J. R., *Simon de Montfort*, Cambridge UP, 1994, p. 161. (hereafter Maddicott, *Simon*) Nangis, 'Vie de St. Louis', *Chronicon Guillaume de Nangis, Recueil des Historiens des Gaules*, 20, pp. 414, 557. (Bnf, Gallica, accessed on 2021, 8, 1)
- (14) Altschul, M., *A Baronial Family in Medieval England: The Clares 1217-1314*, Johns Hopkins UP, 1965, pp. 110-121. 拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』第七章「アーミングフォード・ハンドレッドの陪審員たちとグロスタ伯のリート裁判権」

- (15) オクスフォード条款の第一一条。DBM, doc.2, pp. 76-7.
- (16) 拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』第五章「一二六八年の特別巡回裁判記録とケムブリッジ・ミンナの反乱者たち」
- (17) 城口前掲書、一三六頁。
- (18) *Calendar of Patent Rolls*, 1258-66, pp. 268-70. (CPR hereafter)
- (19) 城口前掲書、一四二頁。DBM, pp. 40-42.
- (20) DBM, pp. 43-44, docs. 37A, B, C, pp. 252-279.
- (21) DBM, doc. 38, pp. 280-9.
- (22) DBM, p. 47. Treharne, R. F., 'The Battle of Northampton', *Northamptonshire Past and Present*, ii, 1955, pp. 13-30.
- (23) Carpenter, D., *The Battles of Lewes and Evesham 1264/65*, Mercia Publications, Staffordshire, 1987, pp. 19-20. Gilson, J. P., 'An unpublished notice of the battle of Lewes', *English Historical Review* (hereafter EHR), xi, 1896, pp. 520-22. Maddicott, J. R., 'The Mise of Lewes', 1264, EHR, xcvi, 1983, pp. 588-603.
- (24) DBM, pp. 47-8.
- (25) Denholm = Young, N., 'Documents of the Barons' Wars', EHR, xlviii, 1933, pp. 55-75.
- (26) CPR, 1258-66, pp. 370-1, 347. Rishanger, *The Chronicle of William de Rishanger*, ed. J. O. Halliwell, Camden Society, 1840, p. 37. CPR, 1258-66, p. 318. 言及あり。
- (27) CR, 1261-64, pp. 385-6. *Wylkes*, R. S., 1869, p. 152. Flores, R. S., 1890, iii, pp. 260-1; *Ant. Leg. Vicecom.*, p. 63. 同内容。
- (28) Maddicott, 'Mise of Lewes', pp. 590-3. Rishanger, p. 30.
- (29) Maddicott, op. cit., p. 596.
- (30) Ibid., pp. 600-1.
- (31) Ibid., p. 602.
- (32) Carpenter, 'Simon de Montfort and the Mise of Lewes', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 58, 1985, 1-11. 本誌では *The Reign of Henry III*, Hambleton edition, 1996, pp. 281-292 を引用する。
- (33) Carpenter, op. cit., 282-3.
- (34) クロスタ伯は翌年五月にシモンを見限る際、オクスフォード条款とリユイスの和が守られなくなると苦情を宛てたこと。Antiquibus Legibus Liber, ed. Thomas Stapleton, Camden Society, 1847, p. 73.
- (35) Carpenter, op. cit., p. 283.
- (36) DBM, doc. 40, pp. 294-99.
- (37) DBM, doc. 5, pp. 104-5.
- (38) DBM, pp. 102-3, cl. 8. これは「カウンシルは『この国の人々 men of the land』のみ選出されると規定されている。しかしカンタリ大司教やビータ・オブ・サヴォワはサヴォワ人であることから、外人とは aliens 王国に帰属しない者を指し、foreigners 異国地からの来訪者を

はならぬ想像をれ得る。

- (39) Maddicott は、「統治の形式」はシモンが騎士層の支持を得るために、地方の不満調査を盛り込んだオクスフォード條款の復活を意図していたと述べているが、その証拠は「の文書にはなす。
- (40) *DBM*, pp. 296-7.
- (41) *Foedera*, 1816, Rec. Com. I, i, p. 444; *CPR*, 1258-66, pp. 360-2, 291.
- (42) Maddicott, *Simon*, pp. 290-93.
- (43) Maddicott, *Simon*, pp. 293, 303. Heidemann, J., *Papst Clemens IV*, Munster, 1896, No. 20; *Foedera*, I, i, p. 447.
- (44) Maddicott, *op. cit.*, pp. 293-7
- (45) *Diplomatic Documents*, i, 1964, p. 393; *CPR*, 1258-66, pp. 370-1.
- (46) Heidemann, J., *Papst Clemens IV*, Munster, 1903, Nos. 41, 42; Carpenter, King Henry III's Statute against Aliens', *EHR*, cvii, 1992, p. 941. *DBM*, pp. 262-3.
- (47) Maddicott, *Simon*, p. 300.
- (48) Bémont, *Simon de Montfort*, Paris, 1884, p. 378.
- (49) Maddicott, *Simon*, pp. 304-5. 教会改革とはトレイロットによれば、教皇庁が外人にイングランドの聖職禄を宛がう政策をとり続けていることへの反発と、その改革であったという。しかし同時期に開かれていた教会会議の議事は、むしろ王国と教会との権利関係であった。
- (50) *DBM*, docs. 41A, B.
- (51) *DBM*, doc. 42, pp. 308-15.
- (52) Maddicott, *Parliament*, pp. 259-60.
- (53) *DBM*, pp. 292-3
- (54) *DBM*, pp. 294-9.
- (55) Treharne, R. F., *Simon de Montfort and Baronial Reform*, Hambledon, 1986, pp. 269-80.
- (56) *DBM*, pp. 308-09.
- (57) *DBM*, pp. 310-11.
- (58) *DBM*, p. 298.
- (59) Maddicott, *Parliament*, pp. 256, 259.
- (60) *DBM*, p. 53.
- (61) *DBM*, doc. 41C.
- (62) *DBM*, doc. 41D.
- (63) Maddicott, *Parliament*, p. 258
- (64) *DBM*, pp. 308-9. *Foedera* は「ヘヤックス宛になつてゐる」。
- (65) *DBM*, pp. 308-15.
- (66) Carpenter, D., *Magna Carta*, Penguin, 2015, p. 374.
- (67) *DBM*, pp. 314-5
- (68) *DBM*, pp. 314-5.

(本稿は科学研究費補助金 18K01053 による研究成果の一部である。)